

## 第1号議案

# 大須賀第一地区

## まちづくり協議会規約（案）

### 第1章 総則

#### （名称及び事務所）

第1条 本会の名称は、大須賀第一地区まちづくり協議会【愛称 大須賀ミニ役場】  
（以下「協議会」と称し、事務所を掛川市西大淵97番地  
（大須賀支所 南館内）に置く

#### （構成員）

第2条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。（以下「協議会構成員」という

- （1）第一地区内に住所を有する住民
- （2）第一地区内で活動する団体  
（区長会・福祉協議会・市民団体・NPOなどを言う）
- （3）第一地区内の学校・行政機関及び、企業  
但し、理事会の承認を得た場合において加入することが出来る

#### （目的）

第3条 協議会は、大須賀第一地区住民の平穏な生活の維持と親睦を図ることを第一義とし、住民相互の協力により、将来において住み良いまちを築くことを目的とする

#### （事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

- （1）地区内を元気で楽しく活性化させる事業を行うこと
  - イ. 良好な生活環境づくりと自然環境の保全を推進すること
  - ロ. 健康増進活動及び、福祉活動を推進する
  - ハ. 安全・安心して暮らせるまちを築くこと
- （2）その他 協議会の目的達成のために必要な事象の検討

## 第2章 役員

### (役員の種類別)

#### 第5条 協議会に次の役員を置く

- |          |          |                |
|----------|----------|----------------|
| (1) 会長   | 1名       | (区長会長とする)      |
| (2) 副会長  | 2名       | (区長会の充て職とする)   |
| (3) 事務局長 | 1名       | (地区内適任者)       |
| (4) 事務局員 | 2名       | (地区内適任者)       |
| (5) 会計   | 1名       | (地区内適任者)       |
| (6) 理事   | 別表—1のとおり |                |
| (7) 監事   | 2名       | (前々年度区長会三役が担当) |

### (役員等の職務)

#### 第6条 役員職務は次の通りとする

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に職務執行上の支障が生じたときはその職務を代行する
- (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる
- (4) 事務局長及び、事務局員は、協議会の運営並びに、活動に伴う事務を行う
- (5) 会計は、協議会の出納事務を担当し、会計事務の帳票類を管理する
- (6) 監事は、協議会の会計及び、資産の状況を監査する

### (役員決定)

#### 第7条 事務局長、事務局員、会計は理事会において選出・決定し、総会で承認を得る

### (役員任期)

#### 第8条 協議会会長及び、副会長の任期は、原則1年とし、再任は妨げない

- 2 協議会の事務局長、事務局員、会計の任期は、原則1期2年とし、再任は妨げない
- 3 他の役員任期は原則1年とし、再任は妨げない
- 4 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする

### (相談役)

#### 第9条 協議会は、必要に応じ、理事会の承認を得て、相談役を置くことができる

### 第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、次のとおりとする

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 企画委員会
- (4) 専門部会等
- (5) 事務局会議

とし、総会・理事会は会長が招集、企画委員会は事務局長、専門部会等は部会長等、事務局会議は、事務局長が招集する

- 2 理事会、企画委員会、専門部会等及び、事務局会議について、別に定める「規約運用規程」に基づき、その役割を果たす

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び、臨時総会とする

- 2 総会は、別表-1の代議員で構成する
- 3 定期総会は、年1回開催する
- 4 定期総会は、次に掲げる事項について、議決する
  - (1) 年度 事業報告及び、事業計画に関する事
  - (2) 決算及び、予算に関する事
  - (3) 役員を選任・解任に関する事
  - (4) 規約の制定及び、改廃に関する事
  - (5) 協議会の運営に関する事
  - (6) その他、 地区に関して必要と思われる事項に関する事

(臨時総会)

第12条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 代議員の3分の2以上の請求があった場合

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する

- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び、その内容並びに、日時・場所を示して、開会の20日前までに文書を以て、通知しなければならない
- 3 会長は、前条第2項による請求があった時には、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない

(総会の定足数)

第14条 総会は、代議員の3分の2以上（委任状を含む）をもって成立する

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、代議員の中から選出する

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する

(理事会)

第17条 理事会は、別表—1の理事で構成する

2 理事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する

- (1) まちづくり計画に関する事
- (2) 事業の立案・推進に関する事
- (3) 財源措置及び、予算の執行・決済
- (4) 役員を選任・解任等に関する事項
- (5) 規約の制定・改廃に関する原案作成
- (6) 各種団体との連絡調整・情報交換

(企画委員会)

第18条 企画委員会は、別表—1の企画委員で構成する

2 企画委員会は、第17条に掲げる事項について協議し、理事会へ提案する

(専門部会等)

第19条 専門部会等は、自治区選出の委員や、ボランティア等で構成する

下記正・副部会長は、前年度区長が担当し、書記は委員の互選とする

ただし、(4) その他新設研究会等は、その限りとせず、別に定める規約運用規程に準じて主副担当を決める

- (1) 防災部会
  - (2) 交通・安全部会
  - (3) 教育・文化部会（自治区の若つつじ学園推進委員3名の内1名が代表で構成する）
  - (4) その他新設研究会等
- 2 専門部会等は、年度事業計画に基づき、事業を推進する
- 3 大須賀第一地区福祉協議会は、同協議会の規約に基づき、福祉関係事業を運営・推進する

## 第4章 経費

### (経費)

第20条 協議会の運営に必要な経費は、掛川市の助成金、各自治区の負担金、寄付金及び、その他の収入をもって充てる

### (役員の報償)

第21条 協議会は、掛川市が定める枠内で、役員の報償を別に定める「役員報償・謝礼運用規程」に基づき支給することが出来る

### (会計年度)

第22条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる

### (帳票類の管理)

第23条 協議会は、会の収入及び、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整理する

### (監査)

第24条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会において報告する

## 第5章 文書管理

### (文書管理)

第25条 協議会は、総会にまつわる各種資料・各会議議事録・会計資料等を別に定める「文書管理規程」に基づき管理しなければならない

### (附則)

この規約は平成28年4月1日から施行する

- 2 地区センター連絡協議会機能が残るため、関係する会合に事務局が対応する
- 3 上記、連絡協議会が解消するまで、同センターの規約は、保存しておくこと

初版

平成28年2月15日

別表 - 1 (第5条、第11条2項、第17条、第18条関係)

<p>総会 (代議員)</p>	<p>【自治区関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長・副区長</li> <li>・ 組長（組数の3分の1とし最低1名とする。端数切捨て）</li> <li>・ 各専門部正副部長</li> <li>・ 新規研究会等主副担当</li> <li>・ 地区福祉協議会正副企画推進委員長</li> <li>・ 環境保全委員代表                      ・ クリーン推進委員代表</li> <li>・ 民生児童委員代表                      ・ シニアクラブ代表</li> <li>・ 保健委員代表                              ・ 若つつじ学園代表</li> <li>・ 幼、小、中PTA代表                      ・ 消防団第1分団長</li> <li>・ 各登録団体代表</li> </ul>
<p>理事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会正副会長</li> <li>・ 当年度区長</li> <li>・ 各専門部会長</li> <li>・ 新規研究会等主担当</li> <li>・ 地区福祉協議会正副企画推進委員長</li> <li>・ 事務局長                      ・ 会計</li> </ul>
<p>企画委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会正副会長</li> <li>・ 前年度区長</li> <li>・ 地区福祉協議会代表</li> <li>・ 事務局長                      ・ 会計</li> <li>・ 地区内適任者</li> </ul>

**別表-1の付表**

**◆総会及び理事会・企画委員会の構成員内訳**

職名	会議名	総会 代議員	理事会	企画 委員会
<b>【協議会関係】</b>				
協議会会長			○	○
協議会副会長	2名		○	○
事務局長			○	○
事務局員				
会計			○	○
監事				
各専門部会長		○	○	○
各専門部副会長		○		○
各研究会等主担当		○	○	○
各研究会等副担当		○		○
<b>【自治区関係】</b>				
当年度 区長		○	○	
前年度 区長		○		○
当年度 副区長		○		
組長 代表		○		
環境保全委員代表		○		
クリーン推進委員代表		○		
保健活動推進委員代表		○		

職名	会議名	総会 代議員	理事会	企画 委員会
<b>【地区福祉協議会関係】</b>				
福祉協議会会長				
企画推進委員長(代表)		○	○	○
企画推進副委員長		○	○	
民生・児童委員 代表		○		
シニアクラブ代表		○		
<b>【地区内関連団体】</b>				
幼稚園 PTA代表		○		
小学校 PTA代表		○		
中学校 PTA代表		○		
第一消防団 団長		○		
若つつじ学園推進委員代表		○		
各承認登録団体代表		○		
<b>【地区内市民関係者】</b>				
地区内適任者		○		○